

加須市告示第452号

加須市地域生活支援拠点等事業実施要綱を次のように定める。

令和6年12月18日

加須市長 角 田 守 良

加須市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）に基づき、地域生活支援拠点等の整備の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 地域生活支援拠点等事業（以下「事業」という。）の実施主体は、加須市とする。

2 市長は、事業の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）への支援を行う地域の福祉サービス事業者及びその関係機関（以下「事業者等」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者は、市が援護を行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児とする。

(機能の内容)

第4条 事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める機能を事業所が分担し、面的な支援体制を整備するものとする。

(1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機

能

- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所等を活用した緊急時の受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障がい者等の状態の変化等による緊急時の受入れ、医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場の提供 地域移行支援、親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者、行動障がいを有する者又は高齢化に伴い障害の程度が重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能
(事業者等の登録等)

第5条 市内に事業所を有する事業者等は、当該事業所について、前条各号に掲げる機能を担う事業所（以下「拠点機能事業所」という。）として登録を受けようとするときは、地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）に、当該事業所が同号に掲げる機能を担う事業所であることを定めた運営規程の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、拠点機能事業所として地域生活支援拠点等登録事業所台帳（様式第2号）に登録し、当該事業者等に対し、地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、拠点機能事業所の登録状況を公表するものとする。

4 第2項の規定による通知を受けた事業者等（以下「拠点機能事業者等」という。）は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第4号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

5 拠点機能事業者等は、登録を廃止し、又は休止するときはその1箇月前ま

でに、再開したときは再開後10日以内に、地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（守秘義務）

第6条 拠点機能事業者等の職員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（報告及び調査）

第7条 市長は、事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、拠点機能事業者等に対して事業の実施状況の報告を求めるとともに、必要に応じて調査を行うことができる。

（北埼玉地域障がい者支援協議会との連携）

第8条 市長は、加須市、行田市及び羽生市で構成する北埼玉地域障がい者支援協議会と密接な連携を図り、地域の現状分析及び必要な機能の整理並びに地域生活支援拠点等の整備の方針等についての検証を行い、事業の円滑な運営に努めるものとする。

2 市長は、第5条第3項の登録状況を行田市及び羽生市と共有するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年1月6日から施行する。